

岬町定住促進対策中古住宅取得補助金交付要綱

制定：令和 7 年 4 月 4 日

(総則)

第 1 条 岬町定住促進対策中古住宅取得補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、岬町補助金等交付規則（平成 5 年岬町規則第 1 0 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、少子高齢化が進展し、人口減少が続く本町において、町内に定住する目的で中古住宅を購入した者に対し、その費用の一部を補助することにより、若年夫婦、子育て世帯の転入を誘引することで定住人口の増加を実現し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳に登録され、かつ、住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 本町の区域内に存する居住の用に供される一戸建てで、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所等が設置されている建築物をいう。
- (3) 中古住宅 人の居住の用に供したことのある住宅又は工事完了から 1 年を超える住宅をいう。
- (4) 併用住宅 居住以外の用途にも供される住宅で、居住部分の床面積割合が 2 分の 1 以上のものをいう。
- (5) 住宅の取得 購入した住宅の所有権保存登記又は移転登記が完了したことをいう。
- (6) 町外在住者 本町の住民基本台帳に登録されてから 3 か月未満であり、かつ、その前日から起算して過去 3 年以上連続して他の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 自らが居住するために住宅の取得を行い、その住宅に定住している者であること。
- (2) 満 4 5 歳未満であり、かつ、婚姻又は義務教育終了前の者を扶養し、同居していること。

または、同居の配偶者が満45歳未満であること。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(4) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

(5) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に中古住宅の購入により、住宅の取得が行われた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得にかかる事業は、交付の対象としないものとする。

(1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となった住宅

(2) 別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等営利を目的とする住宅

(3) 国、大阪府又は町等の制度による他の補助金及び公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅

(4) 住宅を共有で取得した場合に、当該住宅に居住する世帯の全員の合算した持ち分が2分の1未満となる住宅

(5) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けていない住宅。ただし、現行の耐震基準及び一定の品質が確認された以下の①～④のいずれかに該当する住宅を除く。

① 既存住宅売買瑕疵保険へ加入した住宅

② 既存住宅性能表示制度を利用した住宅（耐震等級1以上のものに限る。）

③ 建設後10年以内であって、住宅瑕疵担保責任保険（人の居住の用に供したことのない住宅を目的とする住宅瑕疵担保責任任意保険を含む。）に加入している住宅又は建設住宅性能表示を利用している住宅

④ 1戸当たりの床面積（共同住宅にあつては共用部分の面積を除く。）が次の要件を満たしていること。

ア 戸建住宅においては50平方メートル以上で台所、トイレがあること。

イ 共同住宅においては40平方メートル以上で台所、トイレがあること。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は50,000円とし、補助対象者が町外在住者の場合又は義務教育終了前の者を扶養している場合は30,000円を加算した額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅を取得した日から90日以内(以下「申請期限」という。)に岬町定住促進対策中古住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 住宅の売買契約書の写し

(2) 建物の登記事項証明書の写し

(3) 住宅の平面図(建築確認又は工事請負契約書の付属図書)の写し

(4) 住宅の検査済証の写し(第5条第2項第6号ただし書を適用する場合はそれを証する書類の写し)

(5) 同意書(様式第2号)

(6) 誓約書(様式第3号)

(7) 転入前の3年間連続して他の市区町村に居住していたことが確認できる書類(戸籍の附票の写しなど)(町外在住者の加算を受ける場合)

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町定住促進対策中古住宅取得補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町定住促進対策中古住宅取得補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、岬町定住促進対策中古住宅取得補助金請求書(様式第6号)により補助金を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の変換を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 正当な事由がなく、補助金の交付を受けた日から5年以内に転出し、又は当該住宅を譲渡、交換、貸付、取壊したとき。

(個人情報の保護)

第11条 本事業にあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、岬町個人情報保護条例(平成12年岬町条例第28号)及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(要綱の失効等)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(1) 申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

(2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。